

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 14 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「要指導医薬品として指定された医薬品について」の訂正について

「要指導医薬品として指定された医薬品について」（令和 3 年 12 月 27 日付け  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）の別表の記載の一部に  
誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。なお、訂正後については別  
紙のとおりですので、差し換え方お願いいたします。

記

| 訂正箇所 | 訂正後      | 訂正前   |
|------|----------|-------|
| 有効成分 | イトプリド塩酸塩 | イトプリド |

事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 27 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 418 号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshi\\_doiyakuhin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshi_doiyakuhin.html)）において掲載することとしております。

(別 表)

| 有効成分     | 販売名  | 製造販売業者   | 承認年月日      | 調査期間（予定）              |
|----------|------|----------|------------|-----------------------|
| イトプリド塩酸塩 | イラクナ | 小林製薬株式会社 | 令和３年１２月２７日 | 安全性等に関する製造販売後調査期間（３年） |